

沖縄県における防犯機器車載タクシーに関する協定書

内閣府沖縄総合事務局（以下「甲」という。）と沖縄県警察（以下「乙」という。）と一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会（以下「丙」という。）は、沖縄県におけるタクシー等公共輸送事業者の地域安全巡回事業（以下「巡回事業」という。）に基づく防犯機器車載タクシーに関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が厚い信頼と協力関係に基づき、犯罪及び交通事故等の抑止並びに犯罪及び交通事故等の発生時において相互に協力することにより、安全・安心な社会の実現を図ることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定の運用は、甲、乙及び丙の任意の協力の下に実施するものであり、相互に権利又は義務を生じるものではない。

（用語の定義）

第3条 この協定において防犯通信車載機器等を装備したタクシー等のことを「防犯機器車載タクシー」とする。

（運営の主体）

第4条 甲及び丙は、沖縄県における犯罪を抑止し、沖縄県の安全・安心の確保に資するために責任をもって巡回事業を実施する。

2 この協定における防犯機器車載タクシーの運営管理等は、甲及び丙が行う。

（協力の内容）

第5条 甲及び丙は、巡回事業を通じて、次の各号のいずれかに掲げる情報を得た場合は、乙に対して、速やかに情報提供を行うものとする。

- (1) 犯罪若しくは交通事故の発生又はその前兆に関する情報
- (2) 不審者又は不審車両に関する情報
- (3) 迷い人又は行方不明者に関する情報

2 乙は、前項の情報提供を受けた場合は、速やかに適切な措置を講ずる。また、乙は、情報提供を行った甲及び丙からの事情聴取に当たっては、業務に支障を来すことのないように十分配慮するものとする。

（防犯機器車載タクシーにより撮影された画像及び位置情報等の提供）

第6条 乙は、丙及び防犯機器車載タクシーを運行中の乗務員に対して、次の各号のいずれかに掲げる場合において、防犯機器車載タクシーにより撮影された画像及び位置情報等（以下「防犯機器車載タクシー画像等」という。）の提供及び確認・調査を求めることができる。

(1) 個人の生命、身体及び財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(2) 犯罪捜査に必要な場合

2 丙は、乙から前項に規定する求めがあった場合は、その提供等に協力するものとする。

3 第1項第2号の場合は、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会によるものと



する。

(防犯機器車載タクシー画像等の保存期間)

第7条 丙は、防犯機器車載タクシー画像等を2週間保存しなければならない。ただし、必要があると認める場合は、その期間を延長することができる。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報を適正に管理し、この協定の目的以外に使用してはならない。

(責任者)

第9条 この協定の運用に際しては、甲にあつては内閣府沖縄総合事務局総務部長、乙にあつては沖縄県警察本部生活安全部長、丙にあつては一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会会長を責任者とする。

(期限)

第10条 この協定の有効期限は、締結の日から起算して1年とし、期間満了の日までに甲、乙及び丙のいずれにも異議の申出がない場合は、1年更新するものとし、以降毎年この例によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

附 則

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月29日

甲 内閣府沖縄総合事務局

総務部長

後藤 一也



乙 沖縄県警察本部
生活安全部長

崎原 永克



丙 一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会

会長

栗原 一夫

